



2026 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 森 望
(コード：9503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営企画室長 岩田 充弘
T E L 050-7105-9084

規制分野における電気料金の原価算定誤りについて

当社は、2026年11月1日に予定されている各一般送配電事業者の託送料金の見直しに伴う、規制分野の電気料金への反映に向けた電気料金原価の算定を進める中で、2024年4月1日から適用している特定小売供給約款の変更届出^{※1}における原価算定に誤りがあったことを確認しました。

具体的には、発電側課金^{※2}に適用される割引単価の判定を一部誤ったことにより、発電側課金に係る原価を本来より多く算定していました。本件による規制料金原価の変動額への影響は、3カ年で約14百万円、単年で約5百万円となります。

2024年4月に設定した規制分野のお客さまの電気料金への影響については、現時点で、お客さま1契約種別・1月分あたり最大1円と見込んでいますが、今後、お客さまへの返還方法を検討するとともに、再発防止に取り組んでまいります。

お客さまにご心配をおかけしますことを、お詫び申し上げます。

※1 電気事業法に基づき、規制料金の見直しを行う際に、経済産業大臣へ届け出る手続き。

※2 送電線や変電所などの送配電設備の維持・拡充に必要な費用の一部について、発電事業者にも負担を求める制度（2024年4月から導入）。

以 上

別紙：原価算定誤りの概要

- 2026年11月実施予定の託送料金見直しに伴い、規制料金の原価算定を進める中で、**2024年4月実施分の原価算定時、一部の発電所の電圧区分の判定を誤り、本来適用される割引単価※¹（下図青枠）より低い単価（下図赤枠）を適用していたことが判明。**
- 具体的には、電圧区分を判定する諸元に記載された「受電電圧154kV」の情報をもとに、「受電電圧が標準電圧※² 140kV」を超えるものと判定していたが、当該諸元に記載された受電電圧は「標準電圧」ではなく「公称電圧※³」であったもの。
- **割引額を少なく算定した結果、発電側課金を実際より高く算定しており、規制料金原価の変動額が3力年で約14百万円、単年で約5百万円過大となっていた。**

※¹ 割引単価 ： 発電側課金において、送配電設備の効率的な利用に資する発電所に適用される割引額の単価
 発電所と変電所等の送配電設備との位置関係や接続状況などを踏まえ、送配電設備の効率的な
 利用に資する度合いに応じて決定

※² 標準電圧(約款上) ： 受電・供給条件を表すための基準電圧であり、系統設備効率化割引の単価判定に用いられる

※³ 公称電圧 ： 電力系統・電気設備を技術的に表す際の、代表する電圧

【託送供給等約款に定める発電側課金の割引区分・単価例（円/kW・月 税込）】

	本来適用すべき割引単価 (受電電圧が標準電圧※ ² 140kV以下の場合)	原価算定時に適用した割引単価 (受電電圧が標準電圧※ ² 140kVを超える場合)
割引区分 A-1	32.19	32.19
割引区分 A-2	11.55	5.78
割引区分 A-3	5.78	2.89